

鳴門教育大学名誉教授称号授与規則

平成16年4月1日

規則第22号

改正 平成19年9月12日規則第9号

平成20年3月24日規則第15号

平成25年3月13日規則第2号

平成27年3月24日規則第18号

平成31年1月16日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条の規定に基づく鳴門教育大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与について、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 名誉教授の称号は、次の各号の一に該当する者に授与する。

- (1) 鳴門教育大学（以下「本学」という。）の教授として7年以上（本学の学長及び理事の在任期間を含む。以下同じ。）勤務し、教育上又は学術上特に功績があった者
- (2) 前号の年数に達しないが、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者
- (3) 本学の学長又は理事（理事就任前に教授の職にあった者に限る。）として、本学の教育上又は学術上特に功績があった者

第3条 削除

(選考)

第4条 名誉教授の選考は、第2条第1号又は第2号に該当する者については専攻長の推薦に基づき、同条第3号に該当する者については学長の推薦に基づき教育研究評議会が行う。

(称号の授与)

第5条 名誉教授の称号の授与は、教育研究評議会の議に基づき、別記様式の辞令書を交付して行う。

(役員となった者の取扱)

第6条 本学の教授を退職し、引き続き本学の学長又は理事に任命された者については、当該退職に際しては、名誉教授の称号を授与しない。

(授与の取消し)

第7条 名誉教授の称号を授与された者に、名誉教授にふさわしくない行為があった場合は、教育研究評議会の議を経て、称号の授与を取り消し、辞令書を返付させる。

(雑則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育研究評議会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に鳴門教育大学を退職した者（第6条に該当する者を除く。）についても、この規則を適用する。

- 3 第2条及び第3条の本学の勤務年数には、この規則の施行日以前に鳴門教育大学に勤務した年数を含む。
- 4 施行日以前に鳴門教育大学の別表に掲げる講座等ごとに定める日までに教授、助教授又は専任講師として任用された者については、第3条各号列記以外の部分中「10年以上」とあるのは「5年以上」と読み替える。

別表（附則第4項関係）

人間形成基礎，教育経営，教育方法，生徒指導， 幼児教育，言語系教育及び社会系教育の講座	昭和61年3月31日
自然系教育の講座	昭和62年3月31日
障害児教育，芸術系教育及び生活・健康系教育の 講座	昭和63年3月31日
学校教育研究センター，附属実技教育研究指導セ ンター及び保健管理センター	

附 則

- 1 この規則は、平成19年9月12日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日以前において、助教授として勤務した期間については、准教授として勤務した期間とみなすものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成16年4月1日以後に改正後の第2条第1号及び第3条に規定する資格を有し退職した者のうち、名誉教授の称号を授与されていない者については、この規則の適用を受けるものとする。この場合において、助教授として勤務した期間については、准教授として勤務した期間とみなす。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

第 号	氏 名	年 月 日 生	学 校 教 育 法 の 定 め る と こ ろ に よ り	鳴 門 教 育 大 学 名 誉 教 授 の 称 号 を 授 与 す る	年 月 日	鳴 門 教 育 大 学 印
--------	--------	------------------	-------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------	-------------	---------------------------------

備考 規格は、A3とする。